

石畳自治区規約

私たちは、市民としての自覚と責任及び相互の信頼と協力に基づき、やすらぎと潤いに満ちたよりよい地域共同社会を創造するため、石畳自治区を組織し、ここに石畳自治区規約を定める。

第1章 総則

第1条 名称

- この自治区は、石畳自治区(以下「自治区」という)と称する。

第2条 目的

- 自治区は、以下に掲げるような地域住民のふれあいを基礎とし、住民自治の本旨に則って明るく住みよい地域社会をつくることを目的とする。

第3条 運営の基本理念

- 自治区の運営は、地域住民の個性と自主性を尊重し、地域住民の総意を前提として民主的に運営されなければならない。

第4条 区域の範囲

- 自治区の区域は、石畳町全区域、及び白川町区域の一部とする

第5条 主たる事務所の所在場所

- 主たる事務所 : 北部老人憩の家(通称 ロイハウス)
- 住所 : 石畳町中道70番3
- 電話 : 76-1439

第6条 事業

- 自治区は、第2条の目的を達成するため、関連する事業を行う。
 - (1) 地域住民・諸団体等の意見調整・連絡等に関すること
 - (2) 地域住民の相互扶助並びに福祉に関すること
 - (3) 地域住民の生活環境整備並びに生活安全に関すること
 - (4) 地域のコミュニティ活動の振興に関すること
 - (5) 集会所の維持管理に関すること

第2章 会員

第7条 会員

- 自治区の会員(以下「区民」という)は、第4条に定める区域に住所を有する個人とする。

第8条 入会

- 第4条に定める区域に住所を有する個人で自治区に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を区長に提出しなければならない。
- 自治区は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

第9条 退会

- 区民が次の各号の一つに該当する場合には、退会したもとする。
 - (1) 第4条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
 - (2) 本人より別に定める退会届が区長に提出された場合
- 区民が死亡し、又は失踪宣告を受けた時は、その資格を喪失する。

第3章 組

第10条 組の編成と評議区

- 組は、20世帯程度を1組とし地理的な条件、入居者増減の条件等を、考慮し必要に応じて組の編成を行う。
- 評議区は、2組以上をまとめた区域とし評議会にて区域の変更、決定を行う。

第11条 組長と評議員

- 組に組長を置き組の代表として職務を遂行する。
- 組長の任期は、原則として一年とし、組内の区民の持ち回りにより就任するものとする。
- 評議区に評議員を置き、評議区の代表として職務を遂行する。
- 評議員は、第12条役員の定数と選出方法 に掲げる部長又は、副部長職を兼務し職務を遂行する。
- 評議員の任期は、第12条役員の定数と選出方法 に従うものとする。

第4章 役員

第12条 役員の数と選出方法

役職名	定数	任期	有資格者及び基準	選出方法
区長	1名	1年	三役任期満了者	立候補制 12月公示 1月選挙
区長代理	1名	1年	部長以上任期満了者	立候補制 12月公示 1月選挙
副区長	1名	1年	部長以上任期満了者	立候補制 12月公示 1月選挙
会計	1名	1年	部長以上任期満了者	立候補制 12月公示 1月選挙
書記	1名	1年	在住者	立候補制 12月公示 1月選挙
総務部長	1名	1年	在住者	立候補制 12月公示 1月選挙
環境部長	1名	1年	在住者	立候補制 12月公示 1月選挙
環境副部長	1名	1年	在住者	立候補制 12月公示 1月選挙
交通安全・防犯部長	1名	1年	在住者	立候補制 12月公示 1月選挙
福祉健康部長	1名	1年	在住者	立候補制 12月公示 1月選挙
福祉健康副部長	1名	1年	在住者	立候補制 12月公示 1月選挙
青少年育成部長	1名	1年	在住者	立候補制 12月公示 1月選挙
スポーツ・イベント部長	1名	1年	在住者	立候補制 12月公示 1月選挙
スポーツ・イベント副部長	1名	1年	在住者	立候補制 12月公示 1月選挙
文化広報部長	1名	1年	在住者	立候補制 12月公示 1月選挙
防災部長	1名	1年	在住者	立候補制 12月公示 1月選挙
組長	1名/組	1年	在住者	組内で選出総会で紹介
監事	1名	1年	三役任期満了者	評議会で選出

・任期 …… 再任を妨げないものとする。

第13条 役員の仕事

役職名	職務
区長	(1) 自治区事業統括責任者 (2) 豊田市区長業務全般 (3) 藤岡地区コミュニティ会議委員 (4) 藤岡石畳地区地域づくり協議会委員 (5) 自治区書類の管理、個人情報の管理 (6) 会議体の企画指示 (7) その他区長会より選任された役職
区長代理	(1) 区長業務の代理執行 (2) 自治区内事業の管理責任者 (3) 自治区内会議体の企画・運営
副区長	(1) 会議体の進行 (2) 自治区内事業、実行責任者 (3) こども園保護者の会関係代表者との折衝
会計	(1) 自治区の会計に関する一切の業務の遂行
書記	(1) 自治区会議の記録作成と資料の保管管理 (2) 事務機器等の管理
総務部長	(1) 副区長業務の補佐 (2) 自治区内事業における各部署長の補佐 (3) 会議体進行補佐
環境部長	(1) 自治区の環境衛生、美化事業の実行責任者 (2) 豊田市への環境問題の提案 (3) 豊田市環境委員会への参加と自治区への情報伝達
環境副部長	(4) 環境委員へ環境事業に関する説明と指導 (5) 環境委員の補佐 (6) 評議員兼務
交通安全防犯部長	(1) 自治区の交通安全に関する企画と整備 (2) 豊田市へ交通安全問題の提案 (3) 豊田市交通安全会議への参加と自治区への情報伝達 (4) 藤岡地域バス運営協議会への参加と自治区への情報伝達 (5) 防犯に関する事全般(石畳自主防災・防犯会の運営含む) (6) 豊田市防犯会議への参加と自治区への情報伝達 (7) 評議員兼務
福祉健康部長	(1) 藤岡コミュニティ会議への参加と自治区への情報伝達 (2) 地域福祉の向上と自治区民の健康増進事業に寄与する (3) 自治区民のふれあい、支え合い事業の推進
福祉健康副部長	(4) 地域福祉の向上と自治区民の健康増進事業に寄与する (5) 社会福祉協議会主催の自治区協力事業 (6) 評議員兼務

青少年育成部長	(1) 藤岡コミュニティ会議への参加と自治区への情報伝達 (2) 青少年の健全育成に関わる事業に寄与する (3) 子ども会、小中学校PTA関係代表者との折衝 (4) 評議員兼務
スポーツイベント部長	(1) 藤岡コミュニティ会議への参加と自治区への情報伝達 (2) 自治区内スポーツへの関心向上の取り組みに寄与する (3) 区内行事企画・進行
スポーツイベント副部長	(4) 藤岡石畳地区地域づくり協議会への参加と自治区への情報伝達 (5) 評議員兼務
文化広報部長	(1) 藤岡コミュニティ会議への参加と自治区への情報伝達 (2) 自治区内広報活動(行事撮影・広報誌作成) (3) 評議員兼務
防災部長	(1) 豊田市防災関係会議への参加と自治区への情報伝達 (2) 藤岡コミュニティ会議への参加と自治区への情報伝達 (3) 防災に関する事全般(石畳自主防災・防犯会の運営含む) (4) 評議員兼務
組長	(1) 各種文書の配布と回覧 (2) 区民の異動状況の把握と報告 (3) 組内における親睦と区及び組内の意見のとりまとめ (4) 自治区行事の支援(担当組の評議員の補佐) (5) 組内の衛生行政 ※ 業務詳細は、石畳自治区運営細則に明記
監事	(1) 本自治区の資産の名義、名義変更に関する事を監査する (2) 資産の状況について不正の事実を発見したときはこれを総会に報告する (3) 前項の報告をするため必要が有ると認めるときは総会の招集を請求する

第14条 相談役・顧問

- ・ 前区長をもって区の相談役とし、相談役は区長の要請により、会議等に出席して意見を述べることが出来る。
- ・ 役員会は、市議会議員・学識経験者等の内から区の顧問を委嘱し、必要に応じて意見を求める事が出来る。

第15条 役員会

- ・ 三役会とは区長、区長代理、副区長、会計、書記で構成する会議体とする。
- ・ 評議会とは部長・副部長以上で構成する会議体とする。
- ・ 組長会とは、組長以上役員で構成する会議体とする。
- ・ 役員会の目的
 - (1) 区行政(第6条)に関する協議
 - (2) 中間、及び、期末決算の協議
- ・ 役員会・臨時役員会(三役会、評議会含む)の開催は、区長が必要と認めた場合に開催出来る。

第16条 役員欠員の補充

- ・ 区長の欠員は、臨時総会にて選出する。
- ・ 部長・副部長以上役員の欠員は、評議会にて選出する。
組長の欠員は、組内で選出し評議会を確認する。

第17条 委員会の設置

- ・ 自治区は、第6条に定める事業を実施するため委員会を置くことが出来る。

第5章 総会

第18条 総会の目的

- ・ 役員の選出
- ・ 次年度事業計画と予算計画
- ・ 年度事業と決算報告
- ・ 自治区自治に関する案件(石畳自治区規約を含む)

第19条 総会の開催

- ・ 総会(定期総会、臨時総会)の開催は、区長が招集する。
- ・ 定期総会は、毎年3月に開催し第18条の審議を行う。
- ・ 臨時総会は区長が必要と認めた場合に行う。
- ・ 全区民の5分の1以上から総会の目的たる事項を示して請求があった場合に行う。
- ・ 役員からの請求があり役員会で必要と認めた場合に行う。

第20条 議長と記録係の選出

- ・議長は、区民から選出する。役員は議長として選出できない。
- ・記録係は、議長の任命とする。

第21条 総会の成立

- ・総会は区民の過半数以上の出席をもって成立する。
- ・委任状は、出席扱いとする。

第22条 総会の議案決議

- ・出席者の過半数で決する。同数の場合は、議長票をもって決議する。
- ・議決事項提案及び指摘事項は、議事録に記録し回覧文書にて報告する。

第23条 区民の議決権

- ・区民は総会において各々1個の表決権を有する。
- ・次の各号を除き、区民の表決権は世帯で1個とする。
 - (1) 規約の改正に関する事
 - (2) 財産の処分に関する事
 - (3) 解散に関する事

第24条 総会の議事録

- ・総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 区民の現在数及び出席者数
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- ・議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第6章 財務

第25条 区経費

- ・自治区の経費は、区費、補助金、手数料、協議費、寄付金等の収入をもってこれに充てる。
 - (1) 区費は、1世帯月額2,000円×7ヶ月とする(徴収月は4月～10月)
 - (2) 事業所等の区費は、規模、面積等を勘案して該当事業所と協議し定める
 - (3) 転入者の区費徴収は、3ヶ月目からとする
 - (4) 転出者の区費については在住期間を除き返金する(1,100円/月)
 - (5) 寄付については、内容を明確にし役員会の承認を必要とする
 - (6) 協議費、手数料等は領収書を発行する
 - (7) 総会にて経費の臨時徴収が必要と決議された時、臨時に徴収する事が出来る

第26条 役員報酬

- | | | |
|----------------|-----|----------|
| ・ 区長 | ・・・ | 310,000円 |
| ・ 区長代理 | ・・・ | 110,000円 |
| ・ 副区長 | ・・・ | 110,000円 |
| ・ 会計 | ・・・ | 90,000円 |
| ・ 書記 | ・・・ | 90,000円 |
| ・ 総務部長 | ・・・ | 90,000円 |
| ・ 環境部長 | ・・・ | 80,000円 |
| ・ 環境副部長 | ・・・ | 80,000円 |
| ・ 交通安全・防犯部長 | ・・・ | 80,000円 |
| ・ 福祉健康部長 | ・・・ | 80,000円 |
| ・ 福祉健康副部長 | ・・・ | 80,000円 |
| ・ 青少年育成部長 | ・・・ | 80,000円 |
| ・ スポーツ・イベント部長 | ・・・ | 80,000円 |
| ・ スポーツ・イベント副部長 | ・・・ | 80,000円 |
| ・ 文化広報部長 | ・・・ | 80,000円 |
| ・ 防災部長 | ・・・ | 80,000円 |
| ・ 組長 | ・・・ | 12,000円 |
| ・ 監事 | ・・・ | 第27条にて対応 |

第27条 日当

- 区長が必要と認めた場合は、日当を支給する。

(1) 半日	3,000円
(2) 1日	6,000円
(3) 会議出席1回	1,000円
- ただし、原則として、役員会は、適用除外とする。

第28条 会計年度と監査

- 年度予算は、定期総会の承認を得なければならない。なお、必要に応じて、役員会の同意で補正できる。その場合は、定期総会で報告を必要とする。
- 会計年度は、3月1日から翌年の2月末日までとする。
- 会計監査は、定期総会の承認を得なければならない。

第29条 資産の構成

- 自治区の資産は、つぎの各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 別に定める財産目録記載の資産
 - (2) 区費
 - (3) 活動に伴う収入
 - (4) 資産から生じる果実
 - (5) その他の収入

第30条 資産の管理

- 自治区の資産は区長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

第31条 資産の処分

- 自治区の資産で第29条第1号に掲げるもののうち不動産を処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

第7章 規約の改廃及び解散

第32条 規約の改廃

- この規約は総会において総区民の4分の3以上の議決を得、かつ、豊田市長の認可を受けなければ変更することはできない。

第33条 解散

- 自治区は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。
- 総会の議決に基づいて解散する場合は、総区民の4分の3以上の承諾を得なければならない。

第34条 残余財産の処分

- 自治区の解散のときに有する残余財産は、総会において総区民の4分の3以上の議決を得て、本自治区と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第8章 雑 則

第35条 委任

- この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て役員会が別に定める。

【附則】

- 改正経緯
平成 5年 3月21日総会にて一部改定
平成 6年 3月13日総会にて一部改定
平成 8年 3月17日総会にて一部改定
平成 9年 3月23日総会にて一部改定
平成10年 3月22日総会にて一部改定
平成11年 3月21日総会にて一部改定
平成12年 3月26日総会にて一部改定
平成14年 3月23日総会にて一部改定
平成16年11月 7日臨時総会にて一部改定
平成17年 3月20日総会にて一部改定
（第7条、第9条、第19条の交通安全委員長評議員は平成18年度より施行）
この規約は、平成18年 4月 1日から施行する。
平成22年3月22日総会にて一部改定（平成21年4月1日から施行）
平成22年3月21日総会にて一部改定（平成22年4月1日から施行）
平成23年3月20日総会にて一部改定（平成23年4月1日から施行）
平成24年3月18日総会にて一部改定（平成24年4月1日から施行）
平成26年3月23日総会にて一部改定（平成26年4月1日から施行）
平成27年3月20日総会にて一部改定（平成28年4月1日から施行）